

議案第4号

長与町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和4年3月1日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

国若しくは他の地方公共団体との人事交流において採用される職員又は転任を命ぜられた職員が赴任する場合における旅費を支給するため、所要の改正を行うもの。

長与町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例

長与町職員等の旅費支給条例（昭和47年条例第12号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第2条第1項第3号中「役場」を「在勤庁」に改め、同項第4号中「、及び」を「及び」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 赴任 町の要請に基づいて国又は他の地方公共団体を退職し、引き続いて採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第3条第1項中「出張した」を「出張し、又は赴任した」に改め、同条第2項中「出張」の次に「又は赴任」を加え、同条第5項中「できる者」の次に「（その者の扶養親族の旅費について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

第7条第1項中「種類は」の次に「、移転料、着後手当、扶養親族移転料」を加え、同条中第3項を第6項とし、第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
- 3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

第12条中「車賃」の次に「（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）」を加える。

第18条第1項及び第19条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第20条を次のように改める。

（移転料）

第20条 移転料の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額
- (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後、扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

第25条を第28条とし、第24条を第27条とする。

第3章中第23条を第26条とし、第22条を第25条とし、第21条を第24条とする。

第2章中第20条の次に次の3条を加える。

(着後手当)

第21条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第22条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次のアからウまでに規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号に規定する場合を除くほか、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が、前項の規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第4号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第18条、第19条、第21条関係)

日当及び宿泊料

(単位：円)

区分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)	
		県外	県内
3級以上の職務にある者	2,500	13,000	11,500
2級以下の職務にある者	2,300	13,000	11,500

別表第2 (第20条関係)

移転料

(単位：円)

区分	鉄道 50 キロメー トル未満	鉄道 50 キロメー トル以上 100 キロ メートル 未満	鉄道 100 キロメー トル以上 300 キロ メートル 未満	鉄道 300 キロメー トル以上 500 キロ メートル 未満	鉄道 500 キロメー トル以上 1,000 キ ロメート ル未満	鉄 道 1,000 キ ロメート ル以上 1,500 キ ロメート ル未満	鉄 道 1,500 キ ロメート ル以上 2,000 キ ロメート ル未満	鉄 道 2,000 キ ロメート ル以上
	3級以上の職務にある者	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000
2級以下の職務にある者	93,000	107,000	132,000	163,000	216,000	227,000	243,000	282,000

備考

路程の計算については、水路及び陸路の4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長与町職員等の旅費支給条例の規定(第1条の規定を除く。)は、令和4年4月1日以後に採用される職員が同日前にした赴任に伴う移転について適用する。